

## 児童扶養手当

離婚・未婚、もしくは父親・母親が死亡や行方不明、また重度の障がいなどの状況にあって、父親・母親または養育者が児童を養育している場合、18歳に達する年度の末日まで、児童扶養手当が支給されます。※父子家庭も対象です。ただし、遺族年金などの公的年金を受けている場合は、要件があります。

【支給月額】	第1子	46,690円（基本額）
	第2子以降	11,030円（追加加算）

※支給月は1月、3月、5月、7月、9月、11月の年6回で、前2か月分が支給されます。

※母親本人、又は同居している家族の所得条件に制限があり、一部支給停止・全部停止の場合があります。（父子家庭も同様）※養育している児童が中程度以上の障がいがある場合は、20歳未満まで受給できます。

●子育て支援課にて申請手続きが必要です。事前に子育て支援課にご相談ください。

### ●必要なもの

母親（父親）子どもの戸籍謄本（離婚の場合は、離婚後の戸籍）・住民票・印鑑・金融機関口座番号・個人番号カードまたは個人番号通知カードなど※通知カードの場合は、本人確認ができるものを用意ください。※手続きにあたっては、ケースにより用意していただく書類が異なる場合があります。

## ひとり親家庭等医療費助成制度

配偶者と死別又は離別等をした家庭であって、児童を扶養、監護している親及び児童が対象になります。

児童が18歳に達する年度の末日までが対象になります。（学生等の場合は、20歳に達した月の末日まで延長）父子家庭も対象です。※所得制限あり※親の歯科は、助成対象ではありません。

助成を受けるためには、受給者証が必要です。

●印鑑・健康保険証をご用意のうえ、申請手続きをしてください。

受給者証の左上にある『親初』と『親課』によって自己負担額が違います。

親初	3歳未満の子ども	入院・入院外ともに初診時一部負担金のみ自己負担
	3歳以上の非課税世帯の方	医科580円 歯科510円 柔整270円
親課	3歳以上の課税世帯の方	医療費の1割が自己負担 限度額 入院外 18,000円/月（年間上限14万4千円まで） 入院 57,600円/月（多数回該当の場合44,400円）

●道内で受診した場合 【提示】健康保険証・受給者証

【自己負担】区分による自己負担金と保険適用外分

●道外で受診した場合 【提示】健康保険証

【自己負担】一度、医療機関に支払いが必要。

領収書を受け取り、受診日の翌月以降に払い戻しの手続き。

●自己負担限度額を超えた場合、健康保険証・受給者証・印鑑・領収書・明細書が払い戻しに必要。

# その他の制度

## ■無料法律相談

役場生活課交通町民相談係

☎74-0889

弁護士による無料法律相談があります。町民からの民事・家事・行政事件に関する案件に限ります。  
実施月日等、人数にも限りがありますので、詳しくは担当にお問い合わせください。

- ・予約制で先着7名までの受付となります。（予約受付は、希望する月初めからできます。）  
※個人のプライバシーに関する相談の内容が、他に漏れることはできません。

## ■釧路母子家庭等就業・自立支援センター

こども家庭サポートステーションあさひ内

〒085-0011 釧路市旭町16番5号

☎0154-22-2401

ひとり親家庭の社会的自立を支援するため、求人情報の提供や就労相談、福祉・生活全般にわたる相談を行っています。  
技能習得講座や就労セミナー等の開催も行います。（釧路母子家庭等就業・自立支援センターは北海道と釧路市から委託を受けて事業を実施しています。）

## ■母子父子寡婦福祉資金貸付制度

北海道根室振興局保健環境部社会福祉課 子ども子育て支援室子ども子育て支援係

〒087-8588 根室市常磐町3丁目28番地

☎0154-23-6914

経済的自立や子どもの福祉を図るため、必要な方に対して貸付をしています。目的により、事業開始資金、生活資金、修学資金など12種類の資金があり、利子も「無利子または、1.0%」と低利子となっています。

